

山口県報

令和3年
8月27日
(金曜日)

目次

- 規則
山口県事務委任規則の一部を改正する規則（人事課）……………一
- 告示
生活保護法の規定に基づく医療機関の指定（厚政課）……………二
生活保護法の規定に基づく介護機関の指定（二件）（厚政課）……………二
土砂災害警戒区域の指定の解除（二件）（砂防課）……………二
土砂災害警戒区域の指定（砂防課）……………三
土砂災害特別警戒区域の指定の解除（二件）（砂防課）……………三
土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課）……………四



山口県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年八月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第七十八号

山口県事務委任規則の一部を改正する規則

山口県事務委任規則（昭和四十四年山口県規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

第三十条第一項第一号レ中「第五十五条の七」を「第五十五条の七第一項」に改め、同号中ケをコとし、キからマまでをオからフまでとし、同号ウ中「ツ」を「ラ」に改

め、同号中ウをノとし、ソからムまでをネからキまでとし、レの次に次のように加える。

ソ 法第五十五条の八第一項の規定に基づき、被保護者健康管理支援事業を実施すること。

ツ 法第五十五条の八第二項の規定に基づき、被保護者に対する健康増進法（平成十四年法律第百三十三号）による健康増進事業の実施に関する情報その他厚生労働省令で定める必要な情報の提供を求めること。

第三十一条第二項第十三号中「平成十四年法律第百三十三号。」を削り、同条第五項第一号中(63)を(67)とし、(62)を(66)とし、(61)を(65)とし、同号(60)中「(33)から(35)」を「(34)から(36)」に改め、同号中(60)を(64)とし、(59)を(63)とし、(63)の前に次のように加える。

(62) 法第五十条の二第一項又は第二項の規定に基づき、健康状態について報告を求め、又は新感染症の感染の防止に必要な協力を求めること。

第三十一条第五項第一号(58)中「(49)から(51)」を「(52)から(54)」に改め、同号中(58)を(61)とし、(46)から(57)までを(49)から(60)までとし、同号(45)中「(43)及び(44)」を「(46)及び(47)」に改め、同号中(45)を(48)とし、(44)を(47)とし、(43)を(46)とし、(46)の前に次のように加える。

(44) 法第四十四条の三第一項又は第二項の規定に基づき、健康状態について報告を求め、又は新型インフルエンザ等感染症の感染の防止に必要な協力を求めること。

(45) 法第四十四条の三第五項（法第五十条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、食事の提供等に要した実費を徴収すること。

第三十一条第五項第一号中(42)を(43)とし、(41)を(42)とし、同号(40)中「第三十七条第三項」を「第三十七条第四項」に改め、同号(40)を同号(41)とし、同号(39)中「(31)から(36)」を「(32)から(37)」に改め、同号中(39)を(40)とし、(27)から(38)までを(28)から(39)までとし、同号(26)中「(7)、(8)、(13)、(14)及び(16)から(18)」を「(8)、(9)、(14)、(15)及び(17)から(19)」に改め、同号中(26)を(27)とし、(14)から(25)までを(15)から(26)までとし、同号(13)中「(14)から(26)まで及び(28)から(30)」を「(15)から(27)まで及び(29)から(31)」に改め、同号中(13)を(14)とし、(4)から(12)までを(5)から(13)までとし、(3)の次に次のように加える。

(4) 法第十五条第八項の規定に基づき、当該職員の質問又は必要な調査に応ずべきことを命ずること。

附則

この規則は、公布の日から施行する。



山口県告示第二百五十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和三年八月二十七日

医療機関	名称	所在地	指定年月日
	訪問看護ステーションきみかけナース	宇部市黒石北四丁目四番三五号二〇五	令和三、七、一

山口県告示第二百五十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和三年八月二十七日

居宅介護事業者	名称	所在地	事業の種類	指定年月日	
氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	名称	所在地	種類	指定年月日
医療法人緑山会	下松市古川町三丁目一番一	下松中央病院	下松市古川町三丁目一番一	訪問リハビリテーション	平成二五、四、一

山口県告示第二百五十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和三年八月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

介護予防事業者	名称	介護予防事業所所在地	事業の種類	指定年月日	
氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	名称	所在地	種類	指定年月日

医療法人緑山会	下松市古川町三丁目一番一	下松中央病院	下松市古川町三丁目一番一	介護予防訪問リハビリテーション	平成二五、四、一
---------	--------------	--------	--------------	-----------------	----------

山口県告示第二百五十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示（平成二十三年山口県告示第四百八十七号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和三年八月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る区域の名称
小串(一)(3)
- 二 解除に係る区域の範囲
次の図のとおり
- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び宇部市都市整備部土木河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第二百五十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示（平成二十八年山口県告示第三百九十三号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和三年八月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 解除に係る区域の名称

岩国(一)(7)

二 解除に係る区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び岩国市建設部河川課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第二百五十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域として次の区域を指定する。

令和三年八月二十七日

山口県知事 村岡 嗣政

一 区域の名称

小串(一)(3)

二 区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び宇部市都市整備部土木河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。)

一 区域の名称

岩国(一)(7)

二 区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び岩国市建設部河川

課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第二百五十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示(平成二十三年山口県告示第四百八十八号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和三年八月二十七日

山口県知事 村岡 嗣政

一 解除に係る区域の名称

小串(一)(3)

二 解除に係る区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び宇部市都市整備部土木河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第二百五十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示(平成二十八年山口県告示第三百九十四号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和三年八月二十七日

山口県知事 村岡 嗣政

一 解除に係る区域の名称

岩国(一)(7)

二 解除に係る区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

〔次の図〕は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び岩国市建設部河川課に備え置いて縦覧に供する。〕

山口県告示第 258 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域として次の区域を指定する。

令和三年八月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 区域の名称
小串（一）(3)
 - 二 区域の範囲
次の図のとおり
 - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - 四 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 〔「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び宇部市都市整備部土木河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。〕

- 一 区域の名称
岩国（一）(7)
 - 二 区域の範囲
次の図のとおり
 - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - 四 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 〔「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び岩国市建設部河川課に備え置いて縦覧に供する。〕